

当健康保険組合が保有する個人データの開示・訂正・利用停止について

被保険者及び被扶養者である（であった）方は、一定の条件の下で当健康保険組合が保有する個人データの開示を請求（依頼）すること、訂正・利用停止等の届出をすることができます。

○個人データの開示・訂正・利用停止等に関する手続きについて

個人データの開示・訂正・利用停止等に関する手続きについては、当健康保険組合が定める取扱要領に基づき以下のとおりとなります。

1. 開示請求、開示依頼または訂正・利用停止等届出対象者の範囲
 - (1) 被保険者等（開示請求、訂正・利用停止等届出）
 - 被保険者または被扶養者本人（被保険者であった者及び被扶養者であった者を含む）（以下「被保険者等」という）
 - 被保険者等が未成年者または成年被後見人である場合における法定代理人
 - 被保険者等本人が開示請求することを委任した任意代理人
 - (2) 遺族等（開示依頼）
 - 被保険者等が死亡している場合にあつて、当該被保険者等の父母、配偶者もしくは子またはこれらに準ずるもの（以下「遺族」という）
 - 遺族が未成年者または成年被後見人である場合における法定代理人
 - 遺族が開示依頼することを委任した任意代理人
2. 開示・訂正・利用停止等保有個人データの範囲
当健康保険組合が保有する個人データ
3. 手続き方法
当健康保険組合（06-6281-5382）までお問い合わせください。
必要な書類を送付しますので、所定の様式に必要事項を記入し、本人確認書類等を添付のうえ、当健康保険組合までご提出ください。
4. 開示について
 - (1) 開示方法
窓口交付または郵送
 - (2) 留意事項
 - 申請書の受理から開示までの所要日数は1ヵ月程度です。
 - 開示については、本人の生前の意思、名誉を傷つけるおそれがある場合、第三者の財産その他の権利利益を害するおそれがある場合、健康保険組合の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合、開示請求のあった保有個人データが存在しない場合は、その全部または一部が開示できませんのでご理解のほどお願いします。
5. 訂正・利用停止等届出について
 - 他の法令の規定により特別の手続きが定められている場合は除きます。
 - 利用停止等に多額の費用を要する場合、その他の利用停止等を行うことが困難な場合であつて、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは訂正・利用停止等できません。また、保有個人データが存在しない場合も訂正・利用停止等できませんのでご理解のほどお願いします。